

仕 様 書

事業名 平成27年度知の集積による産学連携推進事業のうち攻めの農林水産業を支える知の集積調査推進事業（「知」の集積と活用場の試行・実証）

第1 事業の目的

農林水産・食品産業の成長産業化を図るためには、農林水産・食品分野と異分野の新たな連携により、両分野の知識・技術、アイデアを集積させ、革新的な研究成果を生み出し、これらをスピード感をもって事業化・商品化に導くことが重要である。

このような、革新的な研究開発を行うため、「知」が集積する産学連携の新たな仕組み（「知」の集積と活用場）づくりが必要である。

このため、本事業は、「知」の集積と活用場の試行・実証を行うことを目的とする。

第2 業務の履行期間

業務の履行期間は、契約締結の日から平成28年3月18日（金）までとする。

第3 事業内容

1 セミナー及びワークショップの開催等

(1) セミナーの開催等

「知」の集積と活用場の産学官連携協議会（仮称）（以下、協議会という。）への参加者及び参加が見込まれる者（以下、参加者等という。）のニーズ・シーズを把握するとともに、100人以上の規模のファシリテーターによるセミナーを開催し、研究開発プラットフォームの構築に繋がるテーマを2テーマ以上選定する。

また、セミナーの開催等を通じてファシリテーターによるファシリテーター候補の研修を行うものとする。

(2) ワークショップの開催等

(1) で選定したテーマについて、テーマ毎にファシリテーターによるワークショップを2回程度開催し、研究開発プラットフォームを構築する。

また、地域の産学連携の取組みについて調査を行い、テーマを3テーマ以上選定し、テーマ毎にワークショップを開催する等し、産学連携の取組みの事例調査を行い、調査結果について報告会を開催する。

なお、ワークショップの開催地は、原則として、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国及び九州・沖縄のうち4地域以上とする。

また、ワークショップの参加者、テーマ、開催地等については、委託者と協議して決めるものとする。

2 協議会の運営等に関する調査

1により、協議会の運営及び研究開発プラットフォームを構築する際の課題について調査し、その結果を分析し報告するものとする。単なる事例の報告ではなく、優れた事例について、何が優れているのかについて分析し報告する。

3 ホームページの作成

「知」の集積と活用場の活動を周知するためホームページを作成する。ホームページには「知」の集積と活用場の概要、セミナー及びワークショップの開催案内並びに活動状況等を随時掲載するものとする。

なお、掲載期間は3箇月以上とする。

4 その他

「知」の集積と活用の際の試行・実証のため1～3に附帯する業務を実施する。

第4 事業成果

1 成果品

(1) 成果報告書は概略版と委託者保存版の2種類とし、具体的な項目は2の通りとする。

なお、それぞれの部数については以下の通りとする。

ア 概略版 100部/8頁程度

イ 委託者保存版 5部/50頁程度

(2) 成果報告書を収録した電磁的記録媒体 (CD 又は DVD) 1部

2 成果報告書の項目等

項目		内容
1 セミナー及び ワークショップ の開催等	(1) セミナーの開催等	1の(1)の開催等の内容
	(2) ワークショップの 開催等	1の(2)の開催等の内容
2 協議会の運営 等に関する調査 調		2の調査の内容
3 ホームページ の作成		3の作成の内容
4 その他		4の業務の内容

3 事業成果の帰属等

(1) 本事業における事業成果に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権は、農林水産省農林水産技術会議事務局が保有するものとする。

(2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等 (以下「既存著作物等」という。) は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(3) 成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

4 納入場所

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室 (以下「技術会議事務局担当者」という。)

(農林水産省6階、ドア番号675)

5 納入期限

平成28年3月18日 (金)

第5 その他

1 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、技術会議事務局担当者の求めに応じて報告を行い、適切な委託費の執行に努める。

2 事業の目的を達成するために、技術会議事務局担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従う。

3 受託者は、本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間はもとより、契約期間後も第三者に漏洩してはならない。また、業務上知り得た個人情報については、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。

- 4 事業の目的を達成するために、業務の内容を変更する必要があるときなどは、技術会議事務局担当者と協議のうえ対応すること。
- 5 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- 6 本事業の実施に当たっては、受託者自ら一元的に管理・運営するとともに、必要に応じて再委託も可能とする。ただし、再委託の際に、委託事業の全部を一括して第三者に再委託することは禁止し、再委託比率は50%を上限とする。また再々委託は禁止する。